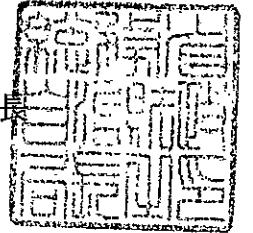


総財公第63号
平成26年4月1日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
殿

総務省自治財政局長



第三セクター等改革推進債の経過措置に係る取扱いについて（通知）

地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項に規定されているとおり、平成26年度から平成28年度の間第三セクター等改革推進債を起すためには、同項各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画（以下「計画」という。）を総務大臣に対して提出して、その承認を受けることが必要となります。

計画の総務大臣に対する提出及び総務大臣の承認については、同法及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御承知願います。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

記

第1 対象団体

- 経過措置としての趣旨にかんがみ、平成26年3月31日までに平成26年度から平成28年度の間第三セクター等改革推進債を活用して、公営企業、公社（法第33条の5の7第1項第3号に規定する公社をいう。以下同じ。）及び法人（法第33条の5の7第1項第4号に規定する法人をいう。以下同じ。）（以下「第三セクター等」という。）について法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うことを決定した地方公共団体は、計画を策定の上、総務大臣に対して提出することができる。
- 上記1の計画の提出は、平成26年5月31日までに行わなければならない。
- 上記1及び2により提出した計画が総務大臣に承認された場合には、当該地方公共団体は、計画に記載された第三セクター等について法第33条の5の7第



1項各号に掲げる行為を行うために必要となる経費の財源として、平成26年度から平成28年度までの間に限り、法令で定めるところにより第三セクター等改革推進債を起すことができる。

第2 計画の内容

1 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うこと

法第33条の5の7第1項各号に規定する以下の行為のいずれかについて、平成26年度から平成28年度までの間に第三セクター等改革推進債を経費の財源として行うのか記載すること。

- (1) 公営企業の廃止
- (2) 公社の解散又は業務の一部の廃止
- (3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生

なお、損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生を行う地方公共団体において、解散又は事業の再生に係る手続き（地方債に関する省令で定める手続き）が計画策定時に決定されている場合にあっては、当該手続きの内容、手順等を取りまとめた資料を作成し、参考資料として計画に添えて提出すること。

2 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為の対象となる第三セクター等の名称

上記1に記載された行為の対象となる第三セクター等の名称について記載すること。

既述のとおり、第三セクター等改革推進債を起すことが可能となるのは、計画に名称が記載された第三セクター等について上記1に記載された行為を行う場合のみであるが、計画承認後に当該第三セクター等の名称及び法人種別が変更された場合には、変更後の第三セクター等について上記1に記載された行為を行うために必要となる経費について、第三セクター等改革推進債を起すことができるものであること。

3 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

第三セクター等改革推進債を活用して法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うこと（上記2に記載された第三セクター等について上記1に記載された行為を行うこと）を決定するに至るまでの、当該地方公共団体の検討の経緯、検討内容について記載すること。

具体的には、検討の背景及び理由、検討に着手してから決定に至るまでの経緯（議会における審議や説明等を含む。また、検討を行うために委員会等を設置している場合には、当該委員会等における検討の経緯や内容等を含む。）、上

記2に記載された第三セクター等について上記1に記載された行為を行うことを平成26年3月31日までに決定した手法及び内容、当該行為を平成25年度までに完了させることができなかつた理由、その他参考となる事項について、具体的に記載すること。

4 法第33条の5の7第1項の規定による地方債を起す年度

法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行うための財源（上記2に記載された第三セクター等について上記1に記載された行為を行うための財源）として、平成26年度から平成28年度までのいずれの年度に第三セクター等改革推進債を起すのか記載すること。

なお、第三セクター等改革推進債を起すまでの手順、スケジュール等が計画策定時に決定されている場合にあっては、当該内容を取りまとめた資料を作成し、参考資料として計画に添えて提出すること。

5 法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が完了する年度

第三セクター等改革推進債を活用して法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為を行った結果として、公営企業にあっては特別会計の廃止、公社にあっては解散又は業務の一部の廃止（業務の一部を廃止する定款の変更）、法人にあっては解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号に規定するものに限る。）が完了することが見込まれる年度を記載すること。

なお、法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が完了するまでの手順、スケジュール等が計画策定時に決定されている場合にあっては、当該内容を取りまとめた資料を作成し、参考資料として計画に添えて提出すること。

第3 総務大臣の承認

1 総務大臣は、提出された計画が合理的かつ妥当なものであり、かつ、計画を提出した地方公共団体が実行することが可能であると認められる場合には、当該計画を承認するとともに、計画を提出した地方公共団体に対してその旨を文書で通知する。

2 総務大臣は、計画を提出した地方公共団体に対して、計画が提出された日から二ヶ月以内に、計画を承認するかどうかを文書で通知する。

3 総務大臣は、計画を提出した地方公共団体が市区町村である場合には、上記2に記載された通知を行う際に、当該市区町村に対して法第33条の5の7第2項に規定する許可を行う都道府県知事に対して通知の写しを送付する。

第4 その他

- 1 平成26年度から平成28年度までの間における第三セクター等改革推進債の対象経費、発行条件及び許可申請の方法については従前のおりとする。そのため、計画が承認された地方公共団体であっても、適債性が認められない場合や法令に定める手続きに反する場合等には、第三セクター等改革推進債を起すことができないことに留意すること。
- 2 総務省は、計画に基づいて平成26年度から平成28年度までの間に起こされた第三セクター等改革推進債については、原則として特別交付税措置を講じないこととする。
- 3 総務省は、提出された計画について、内容が合理的かつ妥当なものであるか、提出した地方公共団体が実行することが可能であるか等の点について確認するために、計画を提出した団体に対してヒアリングを行うこととしており、具体の日時等については別途通知する予定である。
- 4 計画の提出には議会の議決を必要としていないところであるが、第三セクター等改革推進債の許可の申請をしようとするときは法第33条の5の7第3項に基づき、あらかじめ議会の議決を経なければならないことを踏まえて、計画を策定した地方公共団体にとっては、速やかに議会に対してその旨を説明し、理解を得ることが望まれる。